

議案第 13 号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の表野田市営川間体育館の項を削る。

別表中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

野田市宮川間体育館の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例 (昭和48年野田市条例第14号)

改正案		現 行					
(名称及び位置) 第3条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	位置	名称		位置			
	(略)			(略)			
(削る。)		野田市営川間体育館	野田市中里 135 番地				
	(略)			(略)			
別表(第6条) 1・2 (略) (削る。)		別表(第6条) 1・2 (略) 3 野田市営川間体育館使用料					
		区分	入場料を徴収しない場合の使用料				入場料を徴収する場合の使用料
			午前9時から午後0時30分まで	午後0時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	体育、スポーツ及びレクリエーション以外の行事1回につき	1回につき
団体	一般	710円	840円	1,140円	3,570円	14,300円	
	高校生以下	340円	410円	560円	1,420円		
個人	一般	60円	90円	130円			
	高校生以下	30円	50円	70円			

3~5 (略)

備考

- 1 体育、スポーツ及びレクリエーション以外の行事は、集会等に利用する場合で体育館の管理運営に支障がないと市長が認めたものとする。
- 2 市内に住所を有しない者に係る使用料の額は、上記の額に100分の50を乗じて得た額を加えたものとする。
- 3 団体とは、10人以上の団体が使用する場合を、個人とは、9人以下で使用する場合をいう。
- 4 1回とは、1日(午前9時から午後9時30分まで)以内で継続して使用するものをいう。

4~6 (略)